

雇用保険と老齢厚生年金の併給調整 国民健康保険料(税)の軽減措置

についての **相談** を
実施しています!

ハローワークでは、①65歳未満の方を対象とした特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の基本手当(失業給付)、高年齢雇用継続給付との併給調整、②国民健康保険料(税)の軽減措置について、専門のアドバイザーによる個別相談を実施しています。

①雇用保険と老齢厚生年金の併給調整の相談

●どんな人が相談の対象になるの?

65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受給している方、または受給予定の方

●どんな相談が受けられるの?

65歳未満の方が雇用保険の失業給付や高年齢雇用継続給付を受給すると、特別支給の老齢厚生年金の全部または一部が支給停止になります。

具体的にどのように年金の調整がされるのかについてご説明します。

②国民年金保険料(税)の軽減措置の相談

●どんな人が相談の対象になるの?

倒産・解雇、雇止めにより離職し、国民健康保険に加入される方

●どんな相談が受けられるの?

倒産などで職を失った方が在職時と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、国民健康保険料(税)を軽減する制度があります。軽減が受けられるかどうか、またその手続きについて相談を受けます。

◆年金の正確な支給額、国民健康保険料(税)の正確な額の確認や各種手続きについて◆

年金に関しては、お近くの年金事務所へ、国民健康保険に関しては、お住まいの市区町村国民健康保険担当窓口へお問い合わせいただく必要があります。あらかじめご了承ください。

相談について

原則、**予約制での相談**となります(予約状況によっては、当日の相談も可)。
相談時間は原則30分。制度についての一般的な相談・案内については電話でも可。
相談をご希望の方は、下記へお申し込み下さい。

【ハローワーク前橋】

日 時：毎週金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00~13:00
会 場：ハローワーク前橋 マザーズコーナー(ジョブセンターまえばし内)
前橋市大渡町2-3-15
相談予約：(TEL) 027-256-9321

【ハローワーク高崎】

日 時：毎週水曜日(祝日、年末年始を除く) 13:00~16:00
会 場：高崎市子育てなんでもセンター
高崎市田町71番地 多機能型住居オアシス高崎2階フロア
(TEL) 027-393-6102 ※上記の相談日時のみ可
相談予約：ハローワーク高崎 専門援助部門 (TEL) 027-327-8609 部門コード42#

